

1 はじめに

市民自治推進会議は、札幌市自治基本条例（以下、「条例」という。）第31条の規定に基づき、専門的な見地に立って市民自治によるまちづくりの施策等を評価することを目的とし、学識経験者や地域のまちづくり活動の実践者、公募した市民委員によって構成、運用されている。

＜委員構成：8名＞

- 【学識経験者】佐藤 克廣（座長）、福士 明、武岡 明子
- 【地域まちづくり活動実践者】福士 昭夫、喜多 洋子、丸山 博子
- 【公募委員】北野 隆、横江 光良

2 評価の対象及びその内容

条例の各条項に基づく市民自治の推進に資する事業・取組等を対象として、条例の理念に沿った取組内容となっているかを検証し、札幌市における市民自治の取組について評価を行った。

具体的には、下記のデータを参考に、市民自治の取組の評価を行った。

(1)市民自治の推進に資する制度や事業等の整備・運用状況、その実績数値

→市の整備・運用面からの評価

(2)条例や市民自治の取組に係る市民への意識調査等の結果

→市民の意識面からの評価

3 評価の方法、行程

第1～2回会議で、事務局（市民自治推進室）から札幌市全般における市民自治の取組状況等を説明、第3回会議以降に課題抽出を実施し、併せてその課題を解決するための方向性について検討を進めた。

なお、評価に当たっては、**まちづくりの基本原則を規定している第6章を中心に議論を進める**こととした。

＜開催状況＞

- 第1回 (3/16) 市民自治推進会議の趣旨、スケジュール確認
- 第2回 (4/22) 条例第31条に基づく評価の仕組み、市民自治の取組状況等について市より説明
- 第3回 (5/27) 条例の各条項の現状評価、課題について協議
- 第4回 (6/23) 条例の各条項の現状評価、課題（追加）及び今後の方向性について協議
- 第5回 (7/21) 条例の趣旨に沿って、市民自治を推進するための方向性、条例の見直し等の検討

4 評価結果

札幌市における市民自治の取組全体に対する評価結果については、以下のとおりである。

＜現状認識(成果)＞

- ◎条例第6章は、市民自治の推進の中核を担う部分であり、市として積極的に取り組み、まちづくり協議会や区民協議会、まちづくりセンター地域自主運営化など成果は上がっている。
- ◎家庭ごみの分別や有料化などが施行されたが、地域でスムーズに実施できているところやごみ減量によって清掃工場の建て替えが不要になったことなどを見ると、札幌市民のまちづくりに対する意識や地域力が向上してきている。
- ◎アンケート結果から、「市政に参加したい」と回答した人が76.0%となっており、市民の参加意欲は着実に定着し、市民自治を進める人材として、取組等の活性化を期待できる環境になりつつある。

＜課題＞

- 条例が本当に市民や職員に浸透しているのか、経年で調査していくべきである。
- 職員の責務として、地域活動やボランティアの参加を一層促す必要がある。
- 職員のNPO等のまちづくり団体への理解度が乏しい。
- 条例等の運用に当たり、政策法務の視点を取り入れていく必要がある。
- 行政評価制度は、「なぜ実施しているか」など市民の理解が不十分。
- 市政に参加する機会が少ないと感じる市民が約7割となっており、市政へ市民参加の情報提供は、より一層の改善や徹底が必要である。
- 高齢者の見守り等の活動をスムーズに実施するため、市民の個人情報保護に対する正しい理解が求められる。
- まちづくり協議会・区民協議会は、今後、幅広い団体・市民が参加できるように努めるべきである。
- まちづくりセンター地域自主運営化は、そのメリットなどを、より積極的に地域に情報提供するべきである。

＜方向性＞

- 条例の浸透度を調査
- 町内会やNPOなど地域のまちづくり活動団体に関する理解を深める研修の実施
- 市職員の地域のまちづくり活動やボランティアへの参加促進の取組強化
- 他都市の状況を調査し、政策法務の運用体制について検討する。
- 他都市の先進事例等を調査し、取組の強化策について条例化も含めて検討する。
- 現時点で運用されている手引き等については、地域のまちづくりの観点も追加し、庁内一丸となった市民参加を進める仕組みを強化するべきである。
- 地域のまちづくり活動従事者に対する市からの情報提供や研修等の強化
- まちづくり協議会や区民協議会の会議や活動の内容等を幅広い市民に情報発信
- まちづくりセンター地域自主運営化の説明会の開催やメリット・課題の情報発信を強化

5 条例第32条に基づく「条例の見直し等」について

現時点では、課題に対する方向性を着実に実施・検討するべきであり、今年度内に条例の文言を加筆・修正すべき箇所はなく、条例の見直しに着手する時期ではない。

条例の重要なポイントとなっている情報共有・市民参加（第6章）では、市民参加の機会の充実やまちづくり協議会・区民協議会、まちづくりセンター地域自主運営化などの市民への周知など、より一層加速させなければならない項目があり、今後、重点的な項目からガイドラインの強化や条例化などの検討を進める必要がある。

また、「新しい公共」という概念が広がる社会情勢を踏まえ、条例中にある「まちづくり」や「市民まちづくり活動」といった概念が、現在の市民意識と乖離していないか検討する必要もある。

このことから、課題に対する方向性の検討を進めるとともに、その結果を踏まえて、将来予定されている次期見直し等において、条例の文言に対する修正等を検討するべきである。